

「神奈川県薬局等許可審査基準及び指導基準」の一部改正の概要

1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第64号）が公布され、大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部が令和6年12月12日に、刑法（明治40年法律第45号）の一部が令和7年6月1日に改正されることから、当該改正箇所を引用する「神奈川県薬局等許可審査基準及び指導基準」を改正する。

2 改正の内容

- (1) 大麻取締法の改正に基づき、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。
(各許可等の人的要件関係)
- (2) 刑法の改正に基づき、「禁錮」が「拘禁刑」に改める。(各許可等の人的要件関係)
- (3) その他所要の改正。

3 施行日

令和6年12月12日

ただし、2（2）に係る改正については令和7年6月1日